

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第36号

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例の一部を改正する条
例

品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成10年品川区条例
第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「450円」を「490円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和8年10月以後の月分の預かり保育利用料
について適用し、同年9月以前の月分の預かり保育利用料については、なお
従前の例による。